

## 共感助成 募集要項

---

目次	
I 助成概要について	1
II 助成申請資格について	1
III 信頼責任者制について	2
IV 審査について	3
V 助成実行について	4
VI 助成期間中について	5
VII その他	6
【別紙1】◆審査申請書類について	7

---

### I 助成概要について

#### 1. 助成対象の事業

- 助成対象事業の領域は、環境・地域活性・農林水畜産業・福祉・教育・人権等で、信頼関係の増大につながる事業です。
- 助成対象は、「非営利活動」とし、日本国外での事業を含みます。
- 施設・備品整備等の事業も対象となります(この場合、事前にご相談ください)。
- 特定の政党を支援する事業、政治主張の広報を目的とする事業、布教を目的とする事業は、当財団活動の趣旨に反するため、助成の対象になりません。

#### 2. 助成枠

- 申請額(助成限度額)に定めはありません。
- 事業実施にかかる費用の100%で申請可能です。
- 助成金の使途に制限はありません。但し、助成金の使途は全て公開していただきます。
- 助成金の原資は、助成対象事業に対して実際に寄付として集まった金額とし、申請額を上限として助成します。なお、助成対象事業に対して実際に寄付として集まった金額から、10%を信頼資本財団の運営費として頂戴いたします。また、その他クレジット決済手数料等を除いた金額を、助成金として交付します。

#### 3. 助成期間について

- 助成期間満、原則1年間とします。ただし、継続申請を受け付けます。
- 1年以上継続して実施し、寄付を募集する場合は本助成事業の「継続申請」で寄付募集・助成の継続が可能です。
- 助成金の交付は、原則1ヶ月に1度(年12回)当財団の指定する日に、実際に寄付として集まった額に基づいて行います。

### II 助成申請資格について

#### 1. 助成対象の主体

- 助成対象の主体は、非営利の法人および法人格のない団体とさせていただきます。
- NPO や市民活動団体等の「非営利活動」とします。
- 当面、対象は、日本法人、日本国民、日本に永住権を有する人に限らせていただきます。

#### 2. 申込み資格(助成申請者、信頼責任者共通)

助成申請者及び信頼責任者の全部または一部が、次の条項に該当する場合、助成はお申込みいただけません。

- 銀行取引停止処分を受けている方または手形不渡りをされた方で、その解消後3年を経過していない方
- 民事再生・会社更生・破産・会社整理の終了後3年を経過していない方

- 反社会的行為者または関係者
- 刑事事件または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った方、その他信頼を破壊する行為を行ったと信頼資本財団が判断する方
- 税金等を滞納している方
- 粉飾決算等、虚偽の申告を行って、その解消後3年を経過していない方
- その他信頼資本財団が不適当と判断した方

### 3. 助成申請者の義務

審査を経て、助成対象先として選ばれた場合、助成申請者は、以下の条項を厳守ください。

- 「信頼責任者制」(「Ⅲ 信頼責任者制について」で詳述)について、十分に理解し、役割を果たしていただけるよう、密接に事業報告・連絡を行ってください。
- 助成対象事業の計画に大幅な変更が予想される場合には、速やかに当財団に届出てください。

## Ⅲ 信頼責任制について

### 1. 信頼責任制の内容

- 当財団の助成事業において、「信頼責任者」とは、助成対象事業の目的の達成に協力する道義的責任を負う方を指します。
- 助成申請者は、最低3名の信頼責任者を立てる必要があります。
- 信頼責任者が、死亡、または当財団からの連絡がとれなくなるなど、その責任を果たすことが不可能になったと当財団が判断した場合、助成申請者は新たな信頼責任者を選任する必要があります。助成申請者が、当財団の指定した期間内に新たな信頼責任者を確保できない場合、即時に助成事業を停止させていただき、それまでに交付した助成金の返還を求める場合があります。

### 2. 信頼責任制の要件

- 当財団の助成は、理念への共感を前提としているため、助成申請者並びに信頼責任者は、年に1度京都にて開催する「信頼デイ」または、東京をはじめ各地で開催する「信頼ギャザリング」ご参加を必須とします。
- ※当企画は、信頼もまた資本となる社会の形成を目指し、財団メンバー、融資・助成先とその信頼責任者、事業塾生等が各々の知恵・知見・経験・想いを持ち寄り集うもので、学びや関係性を深めるために開催しています。
- ※開催日につきましては、本サイト内「[年間予定スケジュール](#)」をご確認ください。
- ※万一所用で参加が適わない場合は、代理の方の出席をお願いします。
- 助成申請者の事業内容情報は助成期間中ならびに助成終了後も、当財団の情報管理関連規則に従い、その一部又は全部が、当財団データベースに登録・公開されます。また、当財団がその情報の利用について、助成申請者に協力を求めることがあります。

### 3. 信頼責任者の追加資格

上述の「Ⅱ 2. 申込み資格」に加えて、以下を要件としています。

- 助成申請者の事業が継続し、助成対象事の目標が達成できるように支援して下さる方。
- 当財団の理念に共感し、年に1度京都にて開催される社会事業家ギャザリングイベント「信頼デイ」または「信頼ギャザリング」にご参加くださる方。
- 信頼責任者の方の情報は助成期間中ならびに助成終了後も、当財団の情報管理規則および信頼資本データベース管理運用規程に従い、その一部又は全部が、当財団データベースに登録・公開されます。また、当財団がその情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。
- 下記の方は、信頼責任者となることはできません。
  - ・未成年の方
  - ・その他、当財団が不適切と判断した方
- 上記の条件を満たせば国籍は問いませんが、当面、日本国民、または日本に永住権を有する人に限らせていただきます。

### 4. 信頼責任者の権利と義務

- 信頼責任者は、助成申請者の行う助成対象事業がその目的を達するように、別紙の「信頼責任者申込書」に記載された支援を行う責任があります。

- 信託責任者は、当財団の行うデータベース構築事業に「信託責任者申込書」に記載された情報が登録・公開されることを承認します。
- 当財団は、信託責任者の方の情報の利用について、信託責任者の方に協力を求めることがあります。
- 信託責任者は、「信託責任者申込書」記載の登録情報に変更があった際は、速やかに助成申請者ならびに財団事務所に連絡してください。

## IV 審査について

### 1. 審査時期

- 助成審査は、助成申請者からの申請に応じて随時行います。
- 申請受付は、当財団のサイト内で告知を行います。

### 2. 申請

- 必ず、本サイトの「[助成相談・申請フォーム](#)」からお申込みください。
- フォームからのお申込み後に、当財団から申請手続きに関するご案内をメールでお返事します。
- その後、助成審査に際して、必要な書類を提出いただきます。
- 詳細は【別紙1】をご覧ください

### 3. 審査方法

- 助成審査は、助成審査委員会で厳正に行います。
- 審査は、資格審査と事業審査があり、資格審査はさらに適性審査と書類審査があります。
- 審査書類が揃い次第、審査手続きに入ります。

### 4. 資格審査

#### (1) 適性審査

- 助成申請者及び信託責任者の方の本募集要項に記載された資格適合性を審査します。
- 過去に助成申請者の信託責任者経験をもつ方は資格審査の適性審査において考慮されます。

#### (2) 事業審査

- 本募集要項に記載された書類が充足されているか否かを審査します。
- 以下の視点を中心に、総合的に判断いたします。
  - ・当該事業が「信託」という関係性の増大に資するかどうか
  - ・当該事業を行うことにより、本件助成の目標が達成できるかどうか

#### (3) 現地審査

- 必要に応じて、当該事業を実施している拠点に、助成審査委員や当財団が指定した者がお伺いする場合があります。
- その場合、助成申請者は必ず現地での応対をお願いします。

#### (4) 面談審査

- 必要に応じて、助成審査委員会を当財団の拠点のある京都または当財団の各ブランチで実施をします。助成申請者は、当財団が指定した会場で面談審査を受けていただきます。

### 5. 再審査の実施

下記の場合には、当該事業への助成実行前後に関わらず、面会または再審査を行うことがあります。

- 大口寄付などで当初申請のあった助成限度額を超えた場合
- 助成申請者が吸収・合併等の理由で変更となる場合
- 当該事業の代表者が変更となる場合
- 当該事業の事業計画に大幅な変更が予想される場合
- 本募集要項に定める助成申請者及び信託責任者の要件・義務が満たされないと判断される場合
- その他、本助成事業の目的を達するために、協議が必要と判断される場合

なお、再審査の結果、当該事業が支援対象にそぐわないと判断される場合には、助成を終了することがあります

す。その場合は、即時に全額をご返済いただくことがあります。

## 7. 審査における留意事項

- 提出していただいた申請書類は返却いたしません。また、申請書類等に記載された情報は申請履歴として当財団のデータベースに登録されますので、あらかじめご了承ください。
- 残念ながら審査を通過されなかった場合、その理由など、一切のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- 審査のため、直接財団の指定した者がヒアリングに伺う場合があります。
- 審査のため、お申し込み後から助成審査委員会までの間、事業の概要や、事業計画について、ご質問や資料提出をお願いする場合があります。
- 信頼責任者に当財団が指定した者が直接連絡して、お尋ねする場合があります。

## V 助成実行について

### 1. 助成実行まで

- 「IV 審査について」の一連の手続きを経て、助成先として決定した場合、「III 信頼責任制について」に  
関係する書類の提出をお願いします。
- 提出書類の確認後、助成に関する決定通知を交付し、助成を実行します。

### 2. 提出書類

#### (1) 郵送でお送りいただく書類

以下書類を揃えて、全て郵送でお送りください。

##### 1) [社会に還元できる知恵申請書【提出様式3】](#)

助成申請者をご記入ください。

##### 2) [信頼責任者申込書【提出様式4】](#)

3名の信頼責任者が、それぞれご記入ください。

##### 3) [ギャザリング参加同意書①【提出様式5】](#)

助成申請者をご記入ください。

##### 4) [ギャザリング参加同意書②【提出様式6】](#)

3名の信頼責任者が、それぞれご記入ください。

##### 5) 信頼責任者の公的証明書の写し

3名の信頼責任者それぞれの運転免許証、パスポート、健康保険証、その他写真つきの公的証明書の写し

#### (2) メールでお送りいただく書類

以下書類等を揃えて、メールへ添付してお送りください。

##### 1) 助成金交付先振込口座

助成金を交付するため、以下情報をお知らせください。

- 金融機関名
- 支店名
- 口座種別
- 口座番号
- 口座名義

##### 2) 助成対象団体あるいは事業の個人情報保護方針

当財団から助成申請者に寄付者の個人情報の受け渡しを行うために必要となります。

WEB ページに掲載されている場合、その URL をお知らせ下さい。

※保護方針がない場合は、その旨当財団にご連絡ください。

##### 3) 公開サイト用様式

当財団サイトに掲載する当該事業に関するページ作成のため、必要な様式を当財団からお送りしますので、  
記入ください。

##### 4) 写真等データ

当財団サイトに掲載する当該事業に関するページ作成のため、以下ご準備ください。

- 当該事業のロゴ

- 当該事業を紹介する写真

### 3. 助成交付決定通知書の交付

- 「V 2. 提出書類」が全て整い、当財団サイトの公開準備が整った時点で、助成交付決定通知書の交付を行います。
- その他、本募集要項に沿った交付条件を示します。

### 4. 助成の原資となる寄付の募集

- 助成決定後1年間(もしくは1年以内の指定日までの間)、当財団が認める公益性の高い事業として、各団体と当財団がともに、寄付を募集します。
- 寄付者は事業を指定した上で信頼資本財団に寄付金等を現金/銀行振込/クレジットカード決済等で入金、送付します。
- 原則、当財団の指定する助成交付日後1週間以内に、それまでに集まっている寄付額と寄付者リストを当財団から各団体にお知らせいたします。
- 集まっている寄付金額のうち当財団の運営費等( )を除いた金額を、団体の指定した口座への振込により助成金を交付します。

### 4. 助成の実行

- 「V 3. 助成交付決定通知書の交付」後、条件に沿って、助成申請者の示した交付用口座に当財団から助成金額を交付します。
- 助成金の交付は、原則1ヶ月に1度(年12回)当財団の指定する日に、実際に寄付として集まった額に基づいて行います。
- 指定日までに集まっている寄付金から、運営費として寄付金10%とクレジット決済手数料、振込手数料等を除いた金額を助成金として交付します。

## VI 助成期間中について

### 1. 報告

- 当財団が指定する方法(SNS等)と各団体独自の 방법으로、寄付者や社会に対して事業の進捗状況報告(寄付金使途含む)を積極的に行っていただく必要があります(事業実施期間中、随時)。
- 事業終了後2ヶ月以内に所定の事業報告書を当財団に提出してください。
- 助成申請者は当該事業を実施中に助成申請者が変更となる場合には、速やかに当財団に通知ください。
- 助成申請者は当該事業の事業計画に大幅な変更が予想される場合には、速やかに当財団に通知ください。

### 2. 助成の再審査、交付の中止等に係る条件

- 事業報告の内容が当初申請された内容と著しく異なる場合は、助成金の交付を行わない場合があります。
- 事業に大きな変更があった場合は、変更申請により再審査を行います。事業指定先(助成先)として認められた場合、助成金を交付します。
- 団体の解散等により事業の中止があった場合、助成金は原則交付いたしません。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は当財団に全額返還していただきます。
- 寄付者と団体との間で助成金(寄付金)が不正な利益の取得や供与に使用された場合には、助成金を交付することができません。
- 助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかった等で必要な資金調達ができず、事業を全く実施できない場合には、助成金を交付することができません。特に、施設や設備を整えるために寄付を募集する事業の場合、ご注意ください。
- 原則、助成限度額に達した時点で寄付募集を締め切りますが、大口寄付などで当初申請のあった助成限度額を超えた場合は、団体から変更申請を提出いただき、再審査を行います。事業指定先(助成先)として採択された場合は、団体に助成金として交付いたします。

### 3. 助成金として交付されなかった寄付金の取り扱い

- 団体と当財団両方で寄付者への説明責任を果たすとともに、寄付金は可能な限り寄付者の意思に沿い、当財団の公益目的事業に活用します。

#### 4. 「信頼デイ」等への参加（再掲）

- 「Ⅲ 2. 信頼責任者制の要件」で詳述した通り、当財団の理念への共感を前提として、助成申請者並びに信頼責任者は年に1度京都にて開催される社会事業家ギャザリングイベント「信頼デイ」または、「信頼ギャザリング」にご参加ください。

## Ⅶ その他

### 1. 社会事業相談会の開催

- 社会的事業相談会を年に2回(春、秋予定)を開催します。
- 共感助成等への申請を検討されている場合や共感助成交付期間中に、社会事業相談会への参加をお勧めしています。

### 2. 情報公開

- 申請にともない提供された情報は、当財団の判断により、公開されることがあります。

#### **【本募集要項に関する問い合わせ先】**

公益財団法人信頼資本財団 事務局  
〒602-8024 京都府京都市上京区室町通丸太町上る大門町 253 番地  
TEL:075-275-1330 (平日 9:00-18:00)  
FAX:075-275-1340  
E-mail : [info@shinrai.or.jp](mailto:info@shinrai.or.jp)

## 【別紙1】

### ◆審査申請書類について

- 本サイトの「[助成相談・申請フォーム](#)」からお申し込みいただいた後に、当財団からフォーム受付確認のメールをお送りします。その際に、提出先、提出書類についてご案内します。
- 審査に必要な書類は郵送等でお送りいただくものと、メールに添付していただくものがあります
- 助成対象の主体が法人の場合と、個人・任意団体の場合で必要な書類が異なりますので、ご注意ください。

### 1. 登記簿謄本<履歴事項全部証明書> (3ヶ月以内の原本)

※ただし任意団体様、設立前の団体様の場合は、助成申請者本人の公的証明書の写しをご提出ください  
(運転免許証、パスポートなど写真つきのもの。健康保険証など写真つきでないものは別途提出していただく書類がございますので、お問合せください)

### 2. 事業に関わるパンフレット、チラシ、報告書等(任意)

(会社案内、開催イベント、商品、サービス等)

### 3. 事業内容説明書

※助成相談・申請フォームでお申し込みいただいた後、当財団からの受付確認メールにて、ご案内申し上げます。

### 4. 財務諸表(過去2期分)

※設立から1年経過していない団体様の場合は、設立月から申請の前月までの月次収支をご提出ください  
※団体設立前の場合は、個人の確定申告書の写し、源泉徴収票など個人の所得を証明する資料をご提出ください  
※助成申請者が申請とは別の団体や企業の代表を務める場合は、当該団体・企業の概要、財務状態がわかる資料をご提出ください

以上